

を祝祭 げ日 まに は よ国 う旗



発行所



天皇陛下御即位奉祝記念提灯行列 令和元年11月20日

岡山県神社総代会 長

島

博

主参

事 事 事

山 岡 瀧

田本本

子 範 典

好 文

上林日太戸佐藤牧 野田部木山 山山藤 原 名 田 光 浩 正 浩

一之生海利明人典平彦司徳治進嗣

岡山県神社庁



岡山県神社庁庁長 牧 博 嗣

幸をお祈り申し上げます。 愈々の弥栄と、 令和 二年庚子の新春を迎え、 そして、皆様方のご健勝ご多 県内各神社の御社頭の 皇室の

二十二日 厳に斎行され、 た一年でありました。 十四日から十五日にかけて大嘗祭が荘 昨年五月一日先帝陛下の御譲位によ | と改元されました。そして、 新帝陛下が御即位され、元号も「令 「即位礼正殿の儀」、十一月 奉祝ムードに満ち満ち 十月

なったのではないかと思います。 ありながら、 日本にしか存在していない元号制度で はないでしょうか。今では世界で唯一 うに初めて国書「萬葉集」を出典とし 民に親しみを以て受け入れられたので た元号ということもあって、 一令和」の元号は、皆様ご承知 再認識していただく良い機会に [視されがちであった元号につい マスメディアを始め、 多くの国 のよ 広

> の元号となります。 号が建てられ、「令和」 途絶えることなく歴代天皇によって年 宝」以降現在に至る約一三〇〇年の間 号の欠けた年もあったようですが「大 より「大宝」に至る約半世紀の間は年 まりは「大化」とされています。 度が日本に伝わり天皇が建てた元の始 めました。 玉 中国の帝王は、 といわれています。漢民族固 命思想」によるもので、 の歴代帝王はみな元を建て、元を改 元号の始まりは、 「授時大権」といいます。 時をも支配する存在でした。これ 隋唐の時代、この思想と制 領土を支配すると同時 中国前漢武帝の が二四八番目 天命を受けた 即ち、中 、「大化」

ければ元号は昭和で終っていたかもし した。 戦により、 醐天皇は一代で九回も改元しています の凶年等にも改元されています。 辛酉革命、甲子革命、三合等の暦法上 除 れません。 が しかし、この元号制は昭和二十年敗 いて必ず行われた外、 御代始めの改元は、 明治以降一世一元制となりました。 従って、元号法が復活していな GHQによって廃止されま 一、二の例外を 祥瑞や災異、

がり、 の大きな目標として、 機に神社界で元号法制化運動が盛り上 月 昭和四十三年、 これを広く展開することを一つ 「神道精神を国政の基礎に」を綱 明治維新より百年を 昭和四十四年十

> び昭和五十四年 和」と元号が継がれてきました。 ました。そして、 領に掲げ 世一元の制度が復活し、 【神道政治連盟】が設立され 地道な運動が実を結 が制定され 平成」

ので紹介しておきます。 次のように策定し、 現状を分析し今年度の重点活動目標を 上に熱心に取り組む…」としています。 政上の正すべき重要課題をこれまで以憲法改正や教育の正常化運動など、国 することを期し、皇室の尊厳護持運動 の精神を以て日本国国政の基礎を確立 の概略は 年の節目を迎え、 これを受けて、 【神道政治連盟】 「先人達から受け継いだ神道 令和元年度活動方針 岡山県本部役員会が は、 活動しております 昨年設立五十

票上乗せすることができました。 かしたいと思います ました。今回の反省を踏まえ次回に活 を獲得することが重要な目安とわかり おらず、 しながら、 区有村氏の得票数は前回より約一 ましては、皆様方のご尽力により比例 先ず、昨年の参議院議員選挙につき

《神道政治連盟岡山県本部重点活動目標

○警察と情報連絡を密にし、 制を強化する。 警備の体

情報の相互通知を促進する。 警察との連絡調整体制を構築し

じて、 ・一般市民に対し、 する。

今回の約二倍(三〇〇〇票) 人口比では責任を果たして しか $\frac{1}{0}$

> ○伝統・文化行事及び観光的事業を通 特に組織的破壊活動等に注意する。 自治体と良好な関係を保つ。

伝統文化を披露

- 岡山県観光連盟との情報交換を行
- 主要神社の案内標識を設置するよ マッチングを図る。
-)議員の参拝を奨励するとともに交流 を深める。 う行政及び議員に依頼する
- 当該議員に各神社 報を提供する。 の祭典 冝 程 0) 情
- 祭典前後の会話にお を認識してもらう。 て、 諸 問 題
- 町村の議員と懇談する。 定期的に神政連役員と国、 県 市

解とご協力を賜りますよう宜しくお いいたします。 治連盟岡山県本部の諸活動に対しご理以上三点であります。今後とも神道政

れる方がおられましたらご勧奨くださ 開催を予定しております。 いますようお願いいたします。 さて、 本年は 「直階検定講習会」 受講希望さ 0)

げます。 りますよう宜し 段のご支援を賜 社庁諸行事に格 くお願い 本年も、 申し上 当 神



奉祝天皇陛下御即位

併 12

天皇陛下の践祚・御大礼に併せ、 岡山県神社庁は様々な事業を展開しました。携わっていただき ました皆様に御礼を申し上げますと共に、その内容を以下の通りご報告いたします。



て通達があり、 神社本庁より令和元年五月 令和元年五月七日

一日付に

斎行。 支部長・各指定団体長等が参列した。 委員が務め、役員・監事・協議員議長 て「践祚改元奉告祭」を中祭式にて 斎主を牧博嗣庁長、祭員を祭祀 岡山県神社庁神殿に於

ら次の時代へ』~今一度天皇について考 えよう~と題してご講演をいただいた。 平成三十年度岡山県神社関係者大会 作家の竹田恒泰先生に『平成か る旨を管内神社に周知徹底すべく神社 に執り行われるよう辞別祝詞を奏上す を得て、御大礼の全てが厳粛かつ盛大 となるべき種々の産物まで豊かな稔り 本庁より通達があり、 周知した。

にて、

講演

平成三十一年四月二十四日

辞別祝詞奏上を通達

懸垂幕配布

幕が送られ、 内宮司へ配 御即位」の懸垂 各県神社庁へ 奉祝 神社本庁より 天皇陛下 布 県

各社頭に掲げられた。



奉祝 天皇陛下御即 位

宮中祭祀に全国各県より庭積机代物 即位 の看板を掲げた。

山県神社庁に 神社庁奉祝掲示看板設 奉祝 天皇陛下御

臨時本庁幣供進

祭祀にあたり、臨時に幣帛を供進した。 神社本庁より各神社へ大嘗祭当日



られる。

臨時祭祀執行を通達

各神社に通達した。

即位礼当日神社に於て行ふ祭祀 令和元年十月二十二日

奉祝祭」を大祭式にて斎行。

斎主を牧

岡山県神社庁神殿に於いて「大嘗祭

臨時大祓

火

令和元年十一月十二日 火

定団体長等が参列した。

員·監事·協議員議長·支部長·各指 博嗣庁長、祭員を祭祀委員が務め、役

大嘗祭当日神社に於て行ふ祭祀 令和元年十一月十四日 (木

十一月十五日(金)

賀表奉呈

の皇室奉護を堅く誓うため、 よる賀表奉呈を行うことが神社本庁よ 天神地祇の皇国御守護を祈り、 余の神社から神職全員が賀表を奉呈し、 全神職に 全氏子





天皇陛下の御即位にあたり全国八万









典及び提灯行列が開催され、 は県民が提灯や日の丸の小旗を手に同 位岡山県奉祝委員会」主催の記念式 ホールからJR岡山駅迄続いた。 ンフォニーホールにて開催、 三〇〇名が参加。記念式典は岡山シ 岡山県神社庁を含む 「天皇陛下御即 提灯行列 県民約

令和元年十一月二十日**(水**

令和元年十一月二十日 (水)

全国神社関係者大会に併せ、 令和元年十二月五日 (木)・六日

見学を行い約三〇名が参加した。

大嘗宮

(5)

一十九回世界連邦岡

山県宗教者大会



立正佼成会と岡山県神社庁の九団体が 教の垣根を超えて世界平和を祈り実現 テルにて開催された。この大会は、 会が令和元年九月三十日、 毎年輪番制で担当している。 山県佛教会、カトリック教会、黒住教、 会に加入している、大本岡山本苑、 に向けて共に活動する岡山県宗教者の 第三十九回世界連邦岡山県宗教者大 津山宗教委員会、念法眞教、 岡山国際ホ 岡

牧博嗣斎主のもと平和祈願祭が斎行さ げ開催された。まず大会に先立ち、 社神道の作法に則り岡山県神社庁庁長 『日本人のこころ』を大会テーマに掲 今年は岡山県神社庁の担当となり

える。

桃栗三年柿八年…。」まだ続き

率よく頂くため山麓に木の実の種を植

り

があるという…。

「日本人は大事なこ

思います。」と述べられた。 を捧げることは大変意義深いことだと 教関係者が一堂に会し、 長として挨拶をされ、「年に一回、宗 氏の主催者挨拶に続き、牧庁長が大会 平和を祈願した。続いて宗教者大会に れ 各教団の代表が玉串を捧げて世界 岡山県宗教者の会会長漆間宣降 平和への祈り

ものではないかと理解した。また、「日 変わることなく守り続けられている。 教が伝わるも変わることなく残ってい ている国である。時代と共に様々な宗 仰という最も古い形の原始信仰を伝え 界の先進国の中で、 生の記念講演が行われた。「日本は世 宮司で民俗学者でもある神崎宣武先 い神々』―神道の原初をたどる。 本人は山への信仰が強い。 そのこころが世界平和の実現に繋がる る宗教が違えど『日本人のこころ』は る。」と述べられた。日本人は信仰す し、宇佐八幡神社 そして、 記念講演では『社をもたな (井原市美星町鎮座) 自然信仰や祖霊信 山の幸を効 と題

> 我々の使命である。 活の原理原則が必ず伝わる。」と述べ れていた。今後、正確に伝えることは 在正確に伝わっていないことを危惧さ 伝わって来た。」ところが、この諺が現 というのは諺。繰り返し繰り返し口に とは文字には頼らなかった。言い伝え ·れていた。これからも『日本人のこ いつの頃からか心地よいリズム 伝わりやすい音となり後世へ 「諺により人間生 した。

と承認、 ころ』を伝えてゆくことの重要性を認 や活動が垣間見える貴重な場だと実感 の少ない中、 れて終了した。他の宗教に接する機会 識する良い機会となったのではないか。 トリック岡山協会の代表者が挨拶をさ 最後に、 そして次回引き受け団体のカ 閉会式では、宣言文の発表 この大会は各教団の思想

(広報部会 青江宏之)

5

中国 区神社庁祭式講師 研修会」

祭祀委員会 小 寺

忍

招聘し、 師八人、 修会は不定期ながら、 祭式指導者候補として祭儀部員も含め の三木通嗣先生 社庁において講師に神社本庁祭式講師 神社庁祭式講師研修会」 一十人が参加して開催された。この研 年に岡山県で開催されてから十年ぶ の開催である 令和元年九月九日·十日 助教四人に加え、県内からは 中国地区五県から神社祭式講 (廣畑天満宮宮司) 前回は平成二十 が、 一中国地区 岡山県神 を

同 . 行事作法解説] 私達神職は、 神社本庁編「神社祭式 を基に各指導者から

> ば唯一無二の教えであり、 違いがある場合がある。それらは決し る。 教えを受けて日々祭儀を奉仕して いを生じる事になる。 式研修で、 が、学んだ者にとっては大げさに言え て夫々が間違っているわけではな にあたる先生方によって内容に見解の と皇學館大学によって、また更に指導 その教えの系統として國學院大學 違う作法を教えられると迷 もし他の

社本庁で毎年行われる「祭式講師研 による指導の違いを認識した上で、 今回の研修会では、

会」での結果報告書(平成二十五年以 を中心に、行事毎に再編集された資料 ている祭式研修会とは異なる。 修会であり、 をもとに、 また昭和五十五年の「申合事 申し合わせ確認・実技の研 一般神職を対象に行われ 項

心得を述べられた。 だけで解決させない。 事も講師の務めであること。 指導する。 を自分自身で研究して、作法を一番良 疑問には必ず講師が答え、受講生同士 言葉遣いなど、 言葉で表現し一番わかり易い方法で 冒頭、三木先生より、 指導者の後継者を養成する 講師としての諸注意や その他指導者の 指導者は祭式 受講者の

かを例に述べれば、 研修会本題の「申 合事項」のいくつ

修祓 の行事

◆一人奉仕の際の作法。

(一人奉仕は

略儀であって本義ではないが、

指導

上の便宜のため、

一応の申し合わせ

○坐礼にありては軾を用いなくても良 祓主と大麻所役を一人で兼ねる場合 をする

の後の作法には、 詞を白し終りて、 再拝 一拍手一 拝

①深揖、 跪居、懐笏、 膝進して大麻

◆大床上の膝行。

を執る。

② 跪居、 を執る。 小揖、 懐笏、 膝進して大麻

(立礼の場合にありては、これに

○いつ祓主から大麻所役に変わるかと いうことである。

以上二つの意見が多い。

②は大麻所役を主体に考えた作法。 ①は祓主を主体に考えた時の作法。 ※どちらが良い・悪いではなく行 事を行う者が決めればよい。

一祓を受ける者の前での作法

○進行の作法 作法である。 ない。これは祓う対象を主に考えた る。一歩進んだり、一歩退いたりし 前の位置に著き、 (折・回転)で祓う者の 逆行の作法で離れ

(閉扉も含む)の行事 宮司御扉を開き畢りて側に候す』

◆大床への進み方。

○大床へは〝進む〟と言う。 体を向けて大床の端に左足先を掛 爪先を立てて跪居、 さらに左膝を右膝に揃え箸座 (爪先だけが大床に乗る程度) 残った右膝を進 正中側に

> ○大床上で作法する陪膳は、神前 下がるときは膝退 押まで斜めに進む(下がる)ときは、 下がるとき膝退の作法を行う。 膝進でよい。 が閉扉畢り御匙御鑰を奉持し、 かって下がることになる) まっすぐ (膝退すると上位に向 地長 宮司

『典儀』 の心得

○典儀は急な出来事に対処する為それ ○司会進行とは違う。必要最小限の言 見えないときは間に人を入れて合図 職の向かいにいて、祭典全般に目配 声、典儀の声を聞いてから行事が始 葉を発す。敬礼作法中に発しては させる。要所に笏拍子を用いるも可 りをする事が適切と言える。目立た なりの地位の者が当たる。位置は神 まるのではない。典儀は拝礼しない。 けない。神職が動き始めて典儀が発 ない様に動くこともある。典儀から

ごく一部しか紹介していないが、 記されてなく普段あまり気に留めない 緩急に留意し、 時間と起きる時間は同じに考えるが、 の基本である「拝」においても、 紙面の都合上 というように教本にも明 伏す時より起きる時は 「申合事項」確認の、 伏す 作法

から さ・経験をもって指導に臨まなくては 会であった。 の目に映らぬ奥の深さを痛感する研 ならず、技術面のみに止まらず心技体 点においても、講師の立場は知識の深 岡山県神社庁では、

確認し、 い事だと思う。 いように教えられている事はありがた る講師によって、指導内容が異ならな る。当県においては少なくとも指導す 導教本」を、平成十九年に作成してい ら理にかなった「神社祭式行事作法指 部において、祭式・故実の研究・研 を重ね、 諸先生方の指導の違いなどを 歴史的背景や故実にふれなが 祭祀委員会祭儀

で、 最後に、三木先生から教授された中

悪い例は見せない。」 事は作法の組み合わせで出来ている) 「学科と実技は車の両輪。」 (心と姿も) 指導者として良い作法だけを見せる。 「行事はいかに間をとるかが重要。」(行

きたいと思う。 ただけるよう、 のため、 職の真心のこもった美しい祭式の向 などの心に残った言葉を胸に刻み、 微力ながらお手伝いさせてい 日々の研鑚を積んで行 神

した講師の三木先生には貴重な教えを この度、二日間に渡りご指導賜りま

賜り大変ありがとうございました。 た各県からご参加いただきました講 感謝を申し上げます 助教の皆様には共にご指導いただ

神社庁研

大山祇神社 宮司

迫 곳

宮中祭祀研修会 令和元年八月二十八日 (水

講師:寒川神社権禰宜 井 奈

可

先生

う祭祀である。」 民の安寧と繁栄を祈ることを目的に行 宮中祭祀とは「天皇陛下が国家と国

少なく、 ますが、 です。正直、 開された映像のごく一部を拝見した時 両陛下を始め皇族の方々にとって最も 云えば文章や写真、 大切で尊いと云うことは理解しており 私達が宮中祭祀について知る機会と 遠く未知の世界という印象が 祭祀が表に公開される機会も 神職であっても天皇皇后 またはテレビで公

今回そのような世界に身を置き、 宮



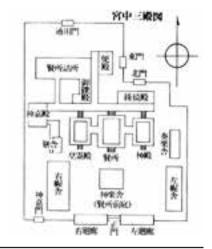
のお話を伺って来ました。 中祭祀と主に内掌典のお仕事について 出 間 十七年から平成二十九年まで、十二年 中祭祀を一番近くで内掌典として平成 身の西井可奈先生が講師を務め、 も御奉仕されていた岡山県新見市ご 宮

です。

あり、 にある、 殿についてです。宮中三殿とは皇居内 神楽舎・奏楽舎等の建物が存在します。 賢所 まず祭祀をされている場所、 には皇室の祖先神であられま 賢所・皇霊殿・神殿の総称で 一殿に付随して構内に神嘉殿 宮中三

> 費をもって人件費にあてられる職員さ 祀られています。 のみ従事することができる職場だそう 仕なさっていました。 の中の内掌典に先生が拝命され、 資格を有する「内廷の職員」です。 んで、天皇陛下の私的使用人としての た内掌典とは掌典職 おられたそうです。先生が就かれてい みを込めて「けんしょさん」と言って には言っていますが、先生たちは親し ここで賢所(かしこどころ)と一般的 祇、八百万の神々が祀られています。 は歴代の天皇をはじめ、 として祀られています。「皇霊殿」 種の神器の一つである八咫鏡が御神体 す天照皇大神様をお祀りしており、 一つです。 (・掌典・内掌典・掌典補等) の役職 掌典職とは、皇室の内廷 「神殿」には天神地 (掌典長・掌典次 唯一未婚の女性 皇族の御霊が 御奉 に そ

えていないかご確認されたり、 つ じられない時でも、 るよう、 きた時にすぐさま御殿に駆けつけられ にお過ごしになられています。何か起 晩九時三十分までと、日々神様ととも 所に寝泊りをされており、 け御燈 内掌典の方は御殿に一番近い賢所詰 例え地震が震度一で揺れを感 (常に灯されている火) 時間を問わず駆け 朝五時から 震度三 が消



ていたようです。 関係で気付くと十二年もの時が経た すが、先生の場合、災害や人員不足 期を迎える頃にお声掛けがあるそうで 以上はすぐに御所にご連絡をさ れるくらい難しかったようです。 で 着用されているようです。髪型も特殊 用されており、就寝される時も浴衣を てしまう方も多々おられたそうです。 のまま戻らない方、そのまま辞められ される方、お休みの日に外出されてそ れた厳粛な生活に耐えられず夜逃げを は内掌典の任期が四年となっており 遣いをいただいていたそうです。 天皇皇后両陛下、皇族の方からのお気 人でできるようになると一人前と言わ しないといけません。この髪型をお一 内掌典は休日以外ずっとお着物を着 垂髻 逆にご連絡をいただいたりと常に (ときさげ)」と言う髪型に やはり現代と掛け 本来 れ れません。

その都度手を「清」にする

就寝時は髪型が崩れないように、 たと言うお話もありました 診断で背骨が曲がっていると指摘され で寝ていたそうですが、 退職後の健康

腰から下は ろもの」、 その手で他を触ってしまうことは許さ とっさに手を伸ばし付け直しをしてし 例えば足袋のコハゼが外れてしまい、 浄なことを意味するようです。 葉があるからです。「次」とは清くな です。それは内掌典にとって御殿に上 できますが、ここでは許されず、 ないことを普通だとメモに取ったりも そのように日々覚えていかないといけ あります。 まうとその手は ですが、 で使用する「御所言葉」と言うものも (つぎ)』と :る最も重要かつ基本的なこと、『次 「げんよう」で良かったとのことです。 所 や覚えることも多い中、 (と体で覚えていく必要があったそう ないことは何度も先輩にお聞きし、 (汚れている)こと、 日を過ごす中でたくさんの決まり 言葉を覚えるのも大変だったよう 挨拶だけは全てにおいて「ご 焼くことを「ひどる」等、 例えばお塩のことを「おし 次 『清(きよ)』と言うお言 「次」になってしまい、 腰から上は 「清」とは清 日々の会話 また、 清、 わか

> 中清 です。 てを新しいものに替えないといけない まま入ってしまった場合はもう大清と きは中清の着替えをし、 にどうしても行かなくてはいけないと 別をし、大清として常に揃えられてい 物や袴・足袋に到るまで全て中清と区 とされているそうです。この大清は着 とも清い方)」と、その他の方を「中清 番近くで御用をされる方を「大清(もっ 典が御奉仕をする役割の中に「大清と 冬場は井戸水が冷たく大変だったよう 水も井戸水で、必ず「おしろもの 以上も手を洗うそうです。 必要があります。そのため一日に百回 して着用されていた衣類は着れずに全 いただく場合はお手洗にも行けず、仮 るそうです。大清として御用をさせて も使用できないそうです。さらに内掌 は使用できなく香りが付いているもの 塩)」を使用し清めるそうです。特に があり、 現代の石鹸やハンドクリーム等 御殿の内外で神様の一 誤って大清の 手を洗うお (お

です。 通 族が亡くなられていたとしても危篤で この時は一切何も御用はできないそう してもらい、 特に女性は「まけ に関してです。 それ以上に厳しいことは「死 死という言葉は使えな (生理)」 仮に御用中に家 があり、

そうです。

おられるのかが伝わってきました。 が穢れなくとても厳粛に清浄を守っ て四十九日もしくは五十日の忌みの期 できませんので、 いそうです。賢所詰所にも居ることが !を過ごすそうです。いかに宮中三殿 外にアパートを借り 7

哺

らされて退職されていくのは内掌典の 0) さんでお祝いされていたそうです。 お誕生日のお方がおられる時など、 分以降に食べても良いということで、 品 乳類のものも食べられず、ただし乳製 ため少し拝命された時よりもふっく 食べ物についても四つ足のもの、 (ケーキ・お菓子等) は夜九時三十

あるある」だそうです。

雛様 て下さったりと日々の楽しみを見出す 行かれた際には必ずお土産も買って来 いただきお部屋に飾り、またどこかに の節句では皇后様(上皇后様) ことができていたそうです。 の四季折々や蛍の鑑賞会、三月の桃 そのような隔離された中でも宮中三 (内掌典の方のご出身のもの) からお を

H

・十五日に斎行されました。

陛下が御拝礼される小祭があります。 三殿で年間約二十件近くの祭祀が行わ る大祭と、 れています。祭典には、天皇陛下が御 このように厳粛に護られている宮中 [らお務めになられ御告文を奏上され 掌典長が祭典を行 天皇

> 十三日 約 の際、 規模を大幅に拡大されて一世一 御即位されて初めて行われる新嘗祭 陛下が御即位されました。天皇陛下が 承に関する儀礼(御大礼)が順次行 \mathbb{H} ですが、この度、平成二十八年八月八 がらの御神饌を天照皇大神様に供ぜら その中でも最も大切な祭儀は十一月二 れていき、令和元年五月一日、 りました。御代替わりに伴い、 のおことばが発表され、光格天皇以 が終わるのをずっと待たれています。 年の収穫に感謝をされる祭儀です。そ ろき)黒酒(くろき)をはじめ、 り行われ、 「大嘗祭」として令和元年十一月十 新嘗祭は宮中祭祀で最も重要な祭祀 一百年ぶりとなる御譲位の運びとな 上皇様から象徴のお勤めについて 同時に御自らもお召しになりその 壁を隔てて東宮様が正座で祭儀 の新嘗祭です。 天皇陛下が新穀や白酒 神嘉殿にて 新天皇 度 昔な 兀

そ 皆

です。 は頭を下げられていらっしゃるそうで た後、 中で一番大切なものが 儀等様々な御用に携わっており、 用はないそうですが、日々御祈念・祭 大嘗祭には内掌典としての直接の 御鈴を鳴らし これは天皇陛下が玉串を奉られ その間 「御鈴の 御 その 用

ました。

ありがとうございました。

す。この御鈴は一切練習ができないと のことで、 先生も大変緊張されたそう

典を続けて務めていただくかを思案さ 難しさ」を痛感されたようでした。 の大変さ、変わっていくことの恐さや 代の流れの中でどのように伝統を守り ために尽されているかということ、 とをご経験され、最後にお話をされて 天皇陛下、 隔離された宮中三殿の中で厳粛な内掌 十二年もの歳月を過ごされ、 戻したこともあり、「変えないこと たことは、 先生はこの日本の象徴であられます ようやく人の変動も落ち着きを取 宮中三殿という尊い場所で 天皇陛下がいかに御国の 様々なこ 現

た。

ですが氏子さんたちと一緒に考えてい の、各々の神社の伝統を少しでも永く 意義や過疎化の問題等、変えてはいけ きたいと思いました。大変貴重なお話 守っていく、少しでも多くの氏子さん して痛感していることです。 私達にとっても今まさに神社の問題と いこと、 一伺えてとても有意義な研修会となり 伝えることの大切さを、難しい問題 この研修会を終えて、先生の変えな 変わっていくことのお言葉は 変えなくては仕方がないも お祭りの

こども伊勢まい IJ

香々美北神社

権禰

明

神社庁こども伊勢まいりが行われまし 一泊三日の行程で、 令和 元年八月二十日から二十二日 第 一十五回岡山県 0)

います。 祖を敬う心を育むこと』を目的として ことを通して、氏神様を崇める心や先 習を行い、「神宮」を正しく理解する る神宮を参拝し、神域の散策、 化の象徴であり我が国の総氏神様であ 来の日本を担うこどもたちが、 この事業は、平成七年から行われ『未 体験学 日本文

伊勢へと向かいました。 岡山駅西口・山陽ICを経由し、 院庄IC(作楽神社駐車場)を出発し、 にも少ないと聞いています。 り 県内の子どもたちを対象に行われてお 心とした神職が引率スタッフとなり、 フ七名が参加し、二十日早朝、 毎年、 今年は、小中学生三十四名とスタッ 子どもたちだけの参宮団は全国的 神社庁教化委員会育成部を中 県北の 路

スの中では、 今回の旅の意義や行

> の説明が行われ、 程の確認、 館へ向かいました。 ました。参拝の後、 、王神社では、 食前食後感謝、 班別で自由参拝を行 最初の目的地の二見 浜辺で遊び神宮会 参拝作法等

話し、その後は楽しい自由時間となり 神宮での参拝作法や会館での諸注意を どもたち同士打ち解けて、楽しそうに ました。 食後は、会館の会議室で自己紹介をし、 話をしながら食事をしていました。 れ夕食を頂きました。この頃には、 中で勉強した、食前食後感謝が行わ 神宮会館では、箸袋を見ながらバス 夕 子

神社本庁の職員が境内の案内をしてく 二日目は、六時前に起床し服装を整 外宮へ向かいました。外宮では、



清め、 感じてくれたと思います。 ご配慮のお陰で特別な体験をする事が 舞女の舞を見学し、正式参拝も神宮 をしてくださり、手水は五十鈴川で行 朝食後、 ださり、正式参拝を終え会館へ帰館し、 い時間を過ごしました。 おかげ横丁の散策、 できました。子どもたちも、 を入れることで気持ちも清々しく身を は神社本庁の職員と、神宮神職が案内 いました。真夏の暑い日中に、 神楽殿では、 神楽・正式参拝へと向かいまし 内宮へ出発しました。内宮で 雅楽の音色を聞 鳥羽水族館と楽し その後は、 沢山学び 川に手

ディスカッションを行った中で、 成されたと思います。 問や質問がなされました。 の祭典や舞女・神職の事など様々な疑 んでくれる事で、この事業の目的が達 の旅を通して日本固有の神道を感じ学 へ関心がなかった子どもたちが、こ 会館へ帰館後、 今回初めての 今まで、 神宮 班 神

着きました。 い、春日大社で正式参拝を行い帰路に 三日目は、奈良へ向かい鹿とふれあ

す。 事業が継続されることを願っておりま 青少年育成や神道教化の為にも、この 今回も、 改善・ 反省点はありますが、

宮大麻特別頒布優良奉仕者 去る令和元年九月 阿智神社

宮司 新 井 俊 亮



頒布始祭が内宮神楽 殿で斎行され、 参りました。 仕者として参列して 十七日、 大麻特別頒布優良奉 神宮大麻暦 神宮

る娘二人を連れて伊勢へ向かいました。 御垣内参拝の後、 却って汗ばむ気温の中、 ふるさとである妻と、初伊勢参りとな 勿体なさを覚えつつも、神宮が心の いましたが、 例年は雨に見舞われることが多いと ″優良奉仕者″ という栄に浴すること 本年は晴天に恵まれ、 神楽殿へ昇殿致しま 外宮・内宮の

した。

参列しました。 県からは庁長 山命之氏、 表として玉島浅口支部長 司統理を始め田中総長以下、神社本庁 午前十時から始まった祭典には、 支部長など約二百人が参列し、 教化委員会神宮奉賛部会部長 ・全国各神社庁の庁長や頒布担当 神社庁参事 牧博嗣氏を始め支部代 瀧本文典氏が 滝澤彰洋 当 髙 鷹

姿で奉仕されました 員が斎服を着装され、 祭典では大宮司、 少宮司以下祭員全 伶人も白の浄衣

手一拝で列拝致しました。撤饌の後 され、参列者は統理に合せて二拝二拍 代表して鷹司統理が玉串を奉って拝礼 庭上祭祀同様、微音による奏上でした。 大麻と暦が授けられ、 大宮司より統理へと大前に捧げた神宮 神饌は神宮独特の折櫃により献じら 大宮司による玉串拝礼後、 少宮司による祝詞奏上は神宮での 諸員は退出しま 参列者を

神宮独特の祭式による祭祀の荘厳さ 終始息を呑み続けながら参列致し

ました。 神々しい人長舞、 による優雅な倭舞、 雅楽を嗜む者として非常に勉強になり る軽やかな舞楽・迦陵頻が奉奏され 引き続いての御神楽では、 そして舞女四人によ 国風歌舞である 舞女六名

執り行われ、全国三十五名の特別表彰 会場を移し、 午後一時 から、 神宮大麻暦頒布表彰式が 神宮会館の大講堂に

> 大麻頒布に心魂を傾ける気概が昂まり に感謝の念でいっぱいになり、 者の方々と栄誉を共に致せましたこと 今後の

年々減体の一途をたどっており、 い現状であることが説明されました。 数ならびに令和元年度交付数が示され 会議が開催され、 また、第 引き続き、

中 県の活動や取り組みが報告され、 社庁活動報告書が配布され、各都道府 都市頒布向上計画」 から宮崎県の頒布事例報告がなされ

一期「三ヵ年継続神宮大麻 神宮大麻暦頒布秋季推進 平成三十年度の頒布 の平成三十年度神 その 厳し 神徳発揚の 討 じるようになったとのことでした。 社の実情に応じた頒布体制や方策を講 とにより意識改革がなされ、 また大麻に関する研修会を行うこ

頒布意識向上のため、 ました。そこでは、大麻頒布対策委員 会を設置し、 しとその共有化ならびに解決策の検 神職及び頒布従事者の ・諸問題の洗い出

支部や神

います。 後の活動に活かし、神宮の大神様の御 るような取り組みを研究・考察し、 兼務各社においても大麻頒布増に繋が この報告書を参考に、本務社を始 一助を担えていけたらと思 今

神宮大麻頒布推進のお願い

神宮奉賛部会

白

神

倫 枝



佐々木副庁長より各支部長に神宮大 典終了後、 頒布始奉告祭が厳かに斎行された。 牧庁長と斎主を務められた

祭

進を祈願すべく、 県神社庁神殿に於 いて、神宮大麻暦 九月二十七日岡山 宮大麻・暦頒布推 なって初めての神 令和の御代に

れた。 神宮禰宜) 彰が行われ、優良支部として児島支部・ 麻・暦と神社本庁幣帛料が授けられた。 大麻表彰式では、九社の神社と二名の 信雄氏に、 表彰者を代表して西賀茂神社宮司青山 名の神職と五社の神社が表彰を受けた。 真庭支部が、 引き続いて、令和元年神宮大宮司表 平成三十年度岡山県神社庁神宮 神宮大宮司 より表彰状と記念品が また優良奉仕者として十 (代理鳥海芳行

その後、神宮大麻頒布推進会議が開宮司岡本正英氏が謝辞を述べられた。新見支部八幡神社に牧庁長より表彰状新見支部八幡神社に牧庁長より表彰状

第六十三回御遷宮に向けて新たな時代 戴した。 湯澤豊本宗奉賛部長)よりご祝辞を頂 催され、 なり議事に入り、湯澤部長より第二期 「三ヵ年継続神宮大麻都市頒布向上計 芳行神宮禰宜) (るい未来への希望をもっていきた つつ、家庭祭祀の大切さを啓蒙し、 転換点と捉え、 との熱いメッ の施策についての説明が行われ、 始めに神宮大宮司 太田浩司教化委員長が議長と と神社本庁統理 地域の繋がりを強く セージが語られた。 (代理鳥海 (代理

との発表があった。 れている 庭を訪問し、 推進と神棚贈呈QRコード入りポス 年度に引き続き、タウンメールによる 協議会・神宮奉賛部の三者合同で各家 で、氏子区域において総代・神道青年 度事業計画について説明がなされ、 /一掲示、 の啓発に関する広告を掲載する予定 髙山命之神宮奉賛部長より令和元年 御朱印ブームとして広く活用さ 「まいられぇ岡山」に神宮大 また選定されたモデル神社 頒布推進活動を行う。 さ

> らなる効果を期待したい。 ツールを巧みに取り込んだもので、 組 でも前に進む努力が必要不可欠である え、 慮が切実に語られた。こうした待った ケーションが次世代に繋げられない憂 されている氏子と神社とのコミュニ ζ) と思った。その意味でも奉賛部会の取 なければならないこと」を真剣に考 なしの現状を正確に把握し、 人が「今、 は、 氏子数減少と疲弊、 出席者より、 地域や神社の特性に応じて、 時代の風を捉えたITや新しい できること」「今、 地方特に山間部の著し さらに現在構築 着手し 人一

改めて思う。

さめて思う。

本はも未だ多く見受けられるが、皆が神社も未だ多く見受けられるが、皆が神社も未だ多く見受けられるが、皆ががなりない。

この拙稿を読まれる頃には、神職この拙稿を読まれる頃には、神職のご社頭で頒布活動に邁進されるが、多くの参拝者が参られるお正月に、が、多くの参拝者が参られるお正月に、が、多くの参拝者が参られるお正月に、神職・

れている。) れている。) の一部変更内規の記載がさり、 日号の十六頁十七頁に「神宮大麻頒布日号の十六頁十七頁に「神宮大麻頒布」。

^{令和元年} 神宮大麻頒布大宮司表彰

平成30年度 県神社庁神宮大麻関係表彰

													_																					
Ш	津山	神空	美作	真庭	新目	Ш	吉儘	井笠	邑々	津山	岡山	神			神暗	哉以	外					神	þ	1	職				神	倉動	神	真庭	児良	神宣
川上支部	津山支部	神宮大麻関係表彰三条二	美作支部	真庭支部	新見支部	川上支部	吉備支部	井笠支部	邑久上道西大寺支部	津山支部	岡山支部	神宮大麻関係表彰三条一		「一つできる」	高梁支部	吉備支部	井笠支部	玉島浅口支部	久米支部	美作支部	真庭支部	井笠支部	御津支部	御津支部	津山支部	津山支部	倉敷都窪支部	岡山支部	神宮大麻頒布優良奉仕者	倉敷都窪支部	神宮大麻特別頒布優良奉仕者	真庭支部	児島支部	神宮大麻頒布優良支部
清實八幡神社責任役員	小田草神社責任役員	一号(個人表彰)	西賀茂神社	國司神社	八幡神社	八幡神社	百射山神社	縣主神社	布勢神社	中谷神社	石高神社	号(神社・団体表彰)		11 日本では、一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の日の日の日の日の日	吉川八番宮責壬受員	百射山神社責任役員	縣主神社総代	長尾神社責任役員	貴布禰神社宮司	西賀茂神社宮司	高田神社宮司	金切神社宮司	七曲神社宮司	總社宮司	中谷神社宮司	田神社宮司	熊野神社宮司	岡山神社宮司		阿智神社宮司	· 仕者			
伸山	安藤												存音	j j	土田	中村	浅田	岡田	柳	青山	田村	馬越	稲田	菱川	岡本	神尾	大森	久山信太郎		新井				
潔俊	秀生												政権	Ž I	明	剛	敏夫	新一	郎	信雄	勝利	英樹	真紀	宏	正英	和明	博文			俊亮				

す ひ 談

について説明していただきます。 士をお願いしています 彦弁護士に岡山県神社庁の顧問弁護 スが出てきていることから、 に巻き込まれ、弁護士に相談するケー近年、県内神社も法律上のトラブル 今回は小林弁護士にクレーム対応 小林裕

岡山県神社庁 顧 問 弁 護 士 小林裕彦

小林裕彦法律事務所

岡山市北区弓之町2番15号 弓之町シティセンタービル6階 TEL.086-225-0091 FAX.086-225-0092

通行地役権の時 所有権以外も 効取得される?— · 効取得

利用 部分は、 ます。 社としては、 通路として利用されている部分があり に異 が維持及び補修をしていました。 て開設されたものであり、 当社の土地には、 その をやめてほしいと伝えたところ、 当該通路として利用されている 議 後、 Aが砂利を敷いたりする等と を申 Aによる通路としての利 し立てていませんでし |社がAに通路としての 長年、 隣人の・ その後も A 当

> はAによる通路としての利用を受忍し したと主張しました。 なければならないのでしょうか は、 通行地役権を時効によって取得 この場合、 当社

> > り

期

間

の要件も満たす場合には、

Α

による通行地役権の時効取得

が認

めら

回答

通行地役権の時効取得?

す。 ら行ったかどうかを考慮して判断され 設されているとともに、 かについては、 ます。 る意思をもって平穏公然に行使し、 年間又は二十年間、 利用する権利を通行地役権とい そのうち、 地 ることになります。 と同様に時効取得される可能性があり 上認識できるものである場合、 れが③継続的に行使され、 の便益に供する権利のことをいい、 地役権とは、 そして、地役権については、 継続的に行使されていたかどう 他人の土地を通行のために 他人の土地に通路が開 他人の土地を自己の土 ②自己のためにす その開設を自 かつ、 所有権 外形 1 いま そ

ての利用が外形上認識できるものであ えられます。 らすると、 もAが維持及び補修をしていたことか として開設されたものであり、 は、 れていたものと判断される可能性が考 御 Aによって砂利を敷いたりする等 相談の場合、 Aによって継続的に行使さ そのため、 利用されている通路 当該通路とし その後

> されるリスクが考えられます その利用について承諾していたと判断 れる可能性が考えられます。 しての利用について放置していると、 いただくことになります。 らかにし、通路としての利用を控えて して利用することを認めない姿勢を明 てしまうことを防ぐためには、 時効によって通行地役権を取得され 不動産には所有権以外にも様 どのように対処していけばい 仮に通路と 通路と ر، ? 々な

不動産については、 問題がある . 所有権のみならず、

題等、 が生じることになりかねません。 複雑な権利関係が生じてしまうと、 あたっては、その不動産も適切に管理し 社を運営していくにあたって著し ていく必要があるところ、 も述べましたが、神社を管理していくに 権の時効取得に関してお話しした際に 地役権に関する問題、 様々な問題が生じえます。 境界に関する問 その不動産に い支障 所有 神

す め 65 Ü 神社の不動産に関して問題が生じな たします 弁護士に御相談されることをお勧 きか等についてお悩みの場合に 既に生じておりどのように解決

臨 Ħ 劦 談 숲

臨時協議員会が開催された。 選任が行われ、議長に室山晃 + 開会行事、庁長挨拶に続き、 月十 目 神社庁講堂にお 氏 議長 11 副 7

議長に山下修氏がそれぞれ選任された。

室山議長が登壇し、

議事の審議が

われた。 議案第一号 社庁一般会計歳入歳出決算 『平成三十年度岡山 **順神**

議案第三号 議案第二号 社庁別途会計収支決算 『平成三十年度岡山県神 『平成三十年度岡山 原神

〉議案第四号『岡山県神社庁財産目録』 続いて監査報告が行われ、 社庁事業会計決算 原案通

○議案第五号『令和元年度岡山 承認された。 会計歳入歳出補正予算案

原案通り可決された。

のあった佐藤達海氏 を受け、 が理事に選任された。 六理事が六月末日付けで退任したこと その後、 後任として県総代会から 総代会から選出の生駒五 (県総代会副会長)

盟から、 様子が報告された。 皇陛下御即位をお祝いする国民祭典 十一月九日に皇居前広場で行われた天 口行為に対する注意喚起があった他、 また、 大嘗祭にともなう神社への 『その他』として神道政 治 テ

歳 入 合

平成30年度 岡山県神社庁

-般会計歳入歳出決算書

(平成30年7月1日~令和元年6月30日)

歳入総額 歳出総額 差引残高

136,904,375円 111,446,027円 25,458,348円

歳	入	മ	部						(単位:円)
		科					予算額	決算額	差異
Ι	神	食	異 及	幣	帛	料	870,000	883,200	△ 13,200
П	1	本		庁		幣	620,000	607,200	12,800
	2	神	饌	及 ネ	刃 穂	料	250,000	276,000	△ 26,000
I	Ⅱ 財 産 収		入	6,000	3,491	2,509			
I	I 負 担		金	36,920,000	36,496,520	423,480			
	1	神	社	負	担	金	25,844,000	25,546,040	297,960
ĺ	2	神	職	負	担	金	9,230,000	9,102,700	127,300
Ì	3	支	部	負	担	金	1,846,000	1,847,780	△ 1,780
IV	交			付		金	65,800,000	65,717,709	82,291
	1	本	庁	交	付	金	3,300,000	3,367,709	△ 67,709
	2	神智	宮神徳	: 宣揚	費交付	计金	62,100,000	62,100,000	0
	3	本	庁	補	助	金	400,000	250,000	150,000
V	寄	!		付		金	10,000	0	10,000
VI	諸	i		収		入	3,555,000	3,516,879	38,121
	1	表		彰		金	50,000	50,000	0
	2	預	£	È	利	子	5,000	136	4,864
	3	申	請丬	科·	任 命	料	2,000,000	2,135,000	△ 135,000
	4	会				費	1,200,000	800,000	400,000
	5	雑		収		入	300,000	531,743	△ 231,743
VI	繰			入		金	1,200,000	1,200,000	0
当	ţ	钥	歳	入	合	計	108,361,000	107,817,799	543,201
前		期	橋	il k	越	金	27,972,515 (29,086,576)	29,086,576	△ 1,114,061 (0)
歳		,	λ	合	·	計	136,333,515	136.904.375	△ 570,860

歳出	の部	(単位:円)

(137,447,576)

136,904,375

(543, 201)

	科				力 昇 額		左
Ι	幣	帛		料	2,300,000	2,146,000	154,000
	1 本	庁		幣	2,200,000	2,096,000	104,000
	2 神	社	庁	幣	100,000	50,000	50,000
I	神	事		費	400,000	338,958	61,042
ш	事	務	局	費	31,300,000	29,027,276	2,272,724
ш	→	177	19)	貝	(31,900,000)	29,021,210	(2,872,724)
	1 表	彰並びり	こ儀礼	費	1,300,000	743,285	556,715
	(1)	各種差	美彰	費	500,000	348,012	151,988
	(2)	慶	B	費	800,000	395,273	404,727
	2 会	談		費	200,000	120,091	79,909
	3 役	員 関	係	費	1,400,000	1,400,000	0
	(1)	役員	報	酬	1,280,000	1,280,000	0
	(2)	地区会訓	義 関 係	費	120,000	120,000	0
	4 給料及び福利		利恒生	弗	16,750,000	16,980,305	△ 230,305
	4 NO	14 X O 18	49 F I		(17,150,000)	10,900,505	(169,695)
	(1)	給		料	8,850,000	8,808,000	42,000
	(2)	諸	F	当	5,700,000	5,763,432	△ 63,432
	(3)	各種的	录 険	料	2,100,000	2,304,070	△ 204,070
					(2,500,000)		(195,930)
	(4)	職員馬	9 生	費	100,000	104,803	△ 4,803
	5 庁			費	6,600,000	5,868,537	731,463
	0 /1			~	(6,800,000)	3,000,007	(931,463)
	(1)	備	2	費	1,200,000	1,382,264	△ 182,264
	(1)	NH3 LI	u	~	(1,400,000)	1,002,204	(17,736)
			印刷	費	750,000	409,486	340,514
	(3)	消耗	8	費	1,400,000	1,161,829	238,171
			と 熱	費	1,250,000	1,274,486	△ 24,486
			重 搬	費	900,000	792,998	107,002
	(6)	雑		費	1,100,000	847,474	252,526
	6 交	際		費	1,100,000	1,292,785	△ 192,785
	7 旅			費	2,800,000	1,743,788	1,056,212

		1 1				2 # #5	油 等 哲	* H
		科 # #	+ 66	=	#	予 算 額	決 算 額	差 異
H	_		寺 管	理	費	950,000	716,485	233,515
			务 対	策	費	200,000	162,000	38,000
IV		導	奨	励	費	12,289,000	10,597,772	1,691,228
			上事	業	費	4,768,000	3,969,205	798,795
	(1)		1		費	700,000	574,900	125,100
H	(2)		幸		費	1,100,000	988,013	111,987
	(3)		美		費	488,000	272,379	215,621
H	(4)		宮奉		費	1,130,000	1,044,488	85,512
	(5)		, D		費	1,350,000	1,089,425	260,575
			庁 研			2,000,000	1,540,051	459,949
H	(1)				費	2,000,000	1,540,051	459,949
			2 研	究	費	1,000,000	622,807	377,193
	_		重補	助	金	4,521,000	4,465,709	55,291
	(1)		政連	関係	費	135,000	135,000	0
	(2)		青協	補助	<u>金</u>	450,000	450,000	0
\vdash	(3)		青協	補助	金	90,000	90,000	0
Н	(4)		女神 協			90,000	90,000	0
Н	(5)		子神職			162,000	162,000	0
\vdash	(6)		放婦追			117,000	117,000	0
	(7)		楽部		<u>金</u>	90,000	90,000	0
Н	(8)		州神系			27,000	27,000	0
	(9)		長懇話			150,000	150,000	0
	(10)		大祭派			60,000	30,000	30,000
	(1 1)		海 師			350,000	297,100	52,900
	(12)		本参打			200,000	230,000	△ 30,000
L	(13)		地域神社			2,300,000	2,297,609	2,391
	(14)		国大会			300,000	300,000	0
V		種	積	立	金^	6,987,500	6,987,500	0
	_		退職給			1,327,500	1,327,500	0
	-		長退任恩			160,000	160,000	0
	_		管理資			2,500,000	2,500,000	0
	-		大年遷			2,000,000	2,000,000	0
	-		見舞			500,000	500,000	0
7.87	_		者大多			500,000	500,000	0
VI		红 舆	係者	大 云		600,000	485,064	114,936
VI		+	担	=61 42 ±	金	22,579,300	22,237,142	342,158
			(害慰			303,150	303,150	0
	_		 負	担	金	6,366,150	6,366,150 12,612,272	37,728
	_		特別			12,650,000		
	_		負担金 特別			2,960,000 300,000	2,955,570	4,430
T/III		女 12 .		א גע נו				
VII		友 好	外	関係	費	620,000 370,000	590,922 228,130	29,078 141,870
	_	友 好 時 馬		策	費	100,000	172,800	△ 72,800
	_		1 対	策	費	150,000	189,992	△ 39,992
IX			包含物				32,370,000	630,000
X			布事第			33,000,000 5,900,000	5,405,231	494,769
			T 事	務	費	500,000	375,963	124,037
	_	頒布	事業			5,400,000	5,029,268	370,732
		רון אני	7 X	× 1/1/.	Ħ	0,400,000	5,023,200	△ 1,260,162
		142	替幸	祝	費	(1,000,000)	1,260,162	(\triangle 260,162)
X	御	代				(.,000,000)		(200, 102)
		16						20 357 715
XI		16	備		費	20,357,715	0	20,357,715 (19.871.776)
XI	予		備			20,357,715 (19,871,776)	0	(19,871,776)
	予		備	合	費計	20,357,715 (19,871,776) (136,333,515)	111,446,027	(19,871,776) 24,887,488
XIII	予斯	,歳	備出		計	20,357,715 (19,871,776) (136,333,515) 137,447,576	111,446,027	(19,871,776) 24,887,488 (26,001,549)
当次	。 第	崩	備出繰	越	計金	20,357,715 (19,871,776) (136,333,515) 137,447,576	111,446,027 25,458,348	(19,871,776) 24,887,488 (26,001,549) \triangle 25,458,348
XIII	。 第	,歳	備出	越	計	20,357,715 (19,871,776) (136,333,515) 137,447,576	111,446,027	(19,871,776) 24,887,488 (26,001,549)

注1 差異は、決算額が予算額に比し、超過した場合△で表示する。

注2 表中の()内は補正予算額。

令和元年度 岡山県神社庁

一般会計歳入歳出補正予算書

(令和元年7月1日~令和2年6月30日)

歳入の部 (単位:円)

	科				目 補正予算額		既決予算額	増減(△)
前	期	繰	越	金	25,458,348	23,937,090	1,521,258	
歳	入		合	計	133,744,348	132,223,090	1,521,258	

歳出の部 (単位:円)

		科				補正予算額	既決予算額	増減(△)
]	I 事	務	厚	5	費	32,570,000	31,670,000	900,000
	5 庁				費	7,000,000	6,100,000	900,000
	(1) 備				費	1,400,000	500,000	900,000
2	Ⅱ 予		備		費	9,406,048	8,784,790	621,258
<u></u>	乡 期	歳	出	合	計	133,744,348	132,223,090	1,521,258
虎	苋	出	合		計	133,744,348	132,223,090	1,521,258

元 · l1 · l7	元 11 · 10	元 9 · 2	元 7 · 14	年月日	神
岡山市北区矢坂東町	倉敷市児島稗田町	新見市西方	浅口市鴨方町地頭上	鎮座地	職帰幽
八幡宮	稗田八幡宮	江原八幡神	日吉神社	神社名	

本 本 本

宮司

三宅 横内

和敬 誉章

93 90

権禰宜 宮司

四級 級上 級

86 89

西山氏

名

現身分

神
職
帰
继

元 10 · 31	元 10 · 31	元 9 · 26	元 8 · 20	元 8 6	元 8 6	元 8 6	元 7 · 25	31 3 · 31	年月日
津山市二宮	津山市二宮	倉敷市真備町市場	倉敷市本町	岡山市北区野田屋町	岡山市北区野田屋町	岡山市北区野田屋町	加賀郡吉備中央町豊岡上	岡山市北区石関町	鎮座地
髙野神社	髙野神社	西園神社	阿智神社	金刀比羅神社	金刀比羅神社	金刀比羅神社	八幡宮	岡山神社	神社名
本	本	本	本	本	本	本	本	本	
禰宜	宮司	宮司	権禰宜	権禰宜	禰宜	宮司	禰宜	権禰宜	本務職
河原	河原	松浦	河本	高原	間原	髙原	神田	萩野	氏
仁司	重彦	謙二	祐歩	秀文	一演	重石	譲司	茂雄	名

▼退任発令の部▲

元 · 11 · 18	元 11 1	元 11 1	元 9 · 27	元 8 · 26	元 8 · 16	元 8 7	元 7 · 12	年月日
岡山市北区大井	苫田郡鏡野町古川	津山市二宮	倉敷市浜町	岡山市北区七日市西町	久米郡美咲町打穴西	岡山市北区野田屋町	備前市八木山	鎮座地
大井神社	古川神社	髙野神社	春日神社	春日神社	榊葉神社	金刀比羅神社	鏡石神社	神社名
本権禰宜	本宮司	本宮司	本宮司	本禰宜	本禰宜	本宮司	本禰宜	本務職
矢野 具子	河原 重彦	河原 仁司	松浦 謙二	小笹 和也	井上 裕史	高原 秀文	八木 雄彦	氏名

▼就任発令の部▲

職

庁務 日誌 抄

令和元年7月1日~令和元年11月30日

	7月
1日	月次祭
2日	祭祀委員会総会/雅楽部会/祭祀舞部会
4 日	教化委員会総会・部会
9日	神政連監査会・役員会/神青協広報部会
12日	神政連代議員会
16日	神青協広報部会
18日	二級伝達式/総代会監査会・役員会
24日	雅楽部会/岡山八幡会
25日	祭儀部会/総代会評議員会(アークホテル岡山)
26日	庁報封入作業
29日	特殊神事部会
30日	祭祀委員会役員会/神青協広報部会・創立70周年実行委員会

8月		
1日	月次祭	
6日	役員会/神青協	
9日	育成部会	
16日	研修企画室	
19日	広報部会/雅楽部会	
20日	監査会	
21日	岡山県神青協創立記念式典(岡山国際ホテル)	
22日	神青協発送作業	
26日	役員会/女子神	
27日	祭儀部会/祭祀舞部会	
28日	教養研修会	
29日	神政連幹事長・理事会	
30日	神青協天下大祓	

9月		
2日	月次祭	
3 日	天皇陛下御即位岡山県奉祝委員会設立総会(三木記念ホール)/育成部会	
4 日	特殊神事部会	
6日	祭祀舞研修会	
9日	中国地区神社庁祭式講師研修会1日目/神青協役員会/神政連	

10日	中国地区神社庁祭式講師研修会2日目/神宮奉賛部会
18日	総務委員会
19日	神宮大麻頒布始奉告祭習礼/雅楽部会
25日	祭祀舞部会/神政連講演会(岡山プラザホテル)
26日	熊野神社会
27日	神宮大麻頒布始奉告祭
30日	世界連邦岡山県宗教者大会(岡山国際ホテル)

10月	
1日	月次祭
3日	財務委員会
8日	役員会/身分選考表彰委員会
10日	岡山同宗連広報部会
17日	防災点検
28日	女子神役員会
29日	雅楽部会
30日	祭祀舞部会

11月		
1日	月次祭	
6日	中国地区神社庁職員研修会1日目(山口県)	
7日	中国地区神社庁職員研修会2日目(山口県)	
8日	神青協発送作業	
11日	協議員会/女子神三役会	
13日	神青協広報部会	
14日	特殊神事部会	
18日	祭儀部会	
19日	神宫奉賛部会	
20日	天皇陛下御即位岡山県奉祝式典・提灯行列(岡山シンフォニーホール) / 大嘗祭奉祝祭	
25日	新穀感謝祭1日目	
26日	新穀感謝祭2日目(参拝日)	
27日	新穀感謝祭3日目	
28日	雅楽部会/祭祀舞部会	
29日	事業部会/神青協役員会・神宮大麻啓発活動準備	

事業として「稚児行列・稚児参詣」を企画し、 野神社に於いて御屋根葺き替えに係る奉祝 髙野神社主導のもと実施致しました。三十 を執り行う事ができました。 八名の稚児が集まり、大変賑々しく神賑い 令和元年九月二十九日に津山市二宮 髙

椎児参詣」を企画し助勢する所存でありま 育成部はこれからも「稚児行列

ありましたらご相談ください 奉祝事業や記念式典等を控えた奉務神社





hiro-8008-@outlook.jp

∵読み込んでいただくと

〇九〇—九九九一—五五五六

閉庁のお知らせ

|令和元年 12 月 28 日~ 令和2年1月5日

年末年始



訂正とお詫び

前号(127号 令和元年7月20日発行)の7頁4段8行目「正服」 は「斎服」の誤りです。訂正しお詫びを申し上げます。

あ と が Z

でよろしくお願いいたします。 記事の内容も然る事乍ら発案から編集まで参考になるこ めておられました。 とが山盛りでした。部長を始め部員も名だたる方々が務 決まり改めて過去の庁報を読み返しました。 ことにも挑戦し部員 今年度から広報部員が新しくなりました。 我々も先輩方を見習いつつ、 一丸となって頑張ってまいります なるほど… 広報担当